

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

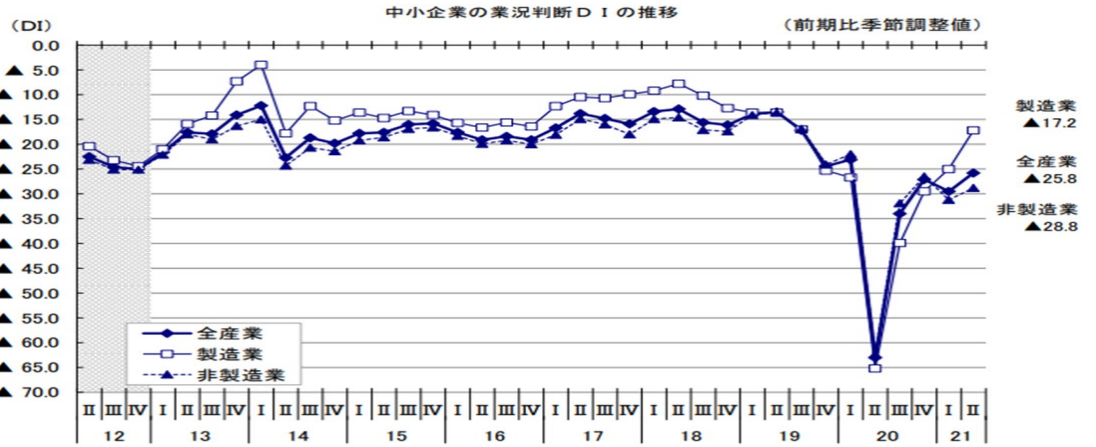
No	25	府省庁名 <u> </u> 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>交際費課税の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第61条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<p>地方税：地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p> <p>国税：租税特別措置法第61条の4、第68条の66、租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95、租税特別措置法施行規則第21条の18の4、第22条の61の4</p>		
減収見込額	[初年度] — （ — ）	[平年度] — （ — ）	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。</p> <p>そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	令和6年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
政策目標の達成状況	<p>我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲25.8（令和3年4～6月）となっている。</p> <p style="text-align: center;">中小企業の業況判断DIの推移 (前期比季節調整値)</p> <p style="text-align: right;"> 製造業 ▲17.2 全産業 ▲25.8 非製造業 ▲28.8 </p> <p style="text-align: right;">(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本税制措置は資本金1億円以下の中小企業の9割以上に広く利用されている措置。交際費支出は中小企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの中小企業の利用が見込まれる。</p> <p>○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み(資本金1億円以下) 令和4年度 1,984,433社(2,413,714百万円) 令和5年度 1,984,433社(2,413,714百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)より推計(中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査((一社)日本フードサービス協会)によると、飲食サービス業の令和2年の売上は前年比84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に0.849を乗じたもので推計している。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和4、5年度の実績についても令和2年度と同程度と推計する。)</p>

	要望の措置の	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。
	効果見込み (手段としての有効性)	なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が72.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が37.8%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額(資本金1億円以下)</p> <p>平成29年度 2,298,910社(2,664,107百万円) 平成30年度 2,327,153社(2,780,092百万円) 令和元年度 2,337,377社(2,843,009百万円) 令和2年度 1,984,433社(2,413,714百万円) 令和3年度 1,984,433社(2,413,714百万円)</p> <p>※令和元年度までは「会社標本調査」(国税庁)の実績。令和2年度以降は推計(中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査(一社)日本フードサービス協会)によると、飲食サービス業の令和2年の売上は前年比84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に0.849を乗じたもので推計。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和3年度の実績は令和2年度と同程度と推計。)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、11.7%の企業が交際費の支出額が減少すると回答し、本税制措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、14.5%の企業が交際費等支出額を減らすと回答した。また、33.3%の企業が交際費の支出により売上高が一定程度向上したと回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。</p> <p>これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、令和元年度までは、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本税制措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照)</p> <p>一方で、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIIは▲25.8(令和3年4～6月)となっている。</p>



(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

これまでの要望経緯

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	

	平成 30 年度	2 年間の延長（令和元年度末まで）
	令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長（令和 3 年度末まで）